

平成 27 年度大気汚染防止法に係る施行状況について（概要）

環境省は、全国の都道府県及び大気汚染防止法施行令で定める市を対象に、平成 27 年度末現在における大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業に係る届出状況及び規制事務実施状況に関する施行状況について調査を行い、今般その結果を取りまとめました。

1. 届出状況

(1) ばい煙発生施設

ばい煙発生施設数の推移を表 1 及び図 1 に示す。

平成 27 年度末現在のばい煙発生施設数は 216,700 施設であり、平成 26 年度末より 610 施設減少している。また、種類別のばい煙発生施設数及び割合は、表 2 に示すとおり、ボイラーが 134,926 施設（62.3%）と最も多く、次いでディーゼル機関の 37,899 施設（17.5%）となっている。

表 1 ばい煙発生施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気（注 1）	電気・ガス・鉱山（注 2）	
平成 23 年度	217,801	174,107	43,694	88,583
平成 24 年度	217,132	172,467	44,665	88,343
平成 25 年度	217,555	171,764	45,791	87,834
平成 26 年度	217,310*	171,799*	45,511	88,440*
平成 27 年度	216,700	170,009	46,691	87,949

（注 1）大気汚染防止法届出ばい煙発生施設

（注 2）電気：電気事業法に係るばい煙発生施設、ガス：ガス事業法に係るばい煙発生施設、鉱山：鉱山保安法に係るばい煙発生施設

（※）報告件数に誤りがあったため、件数の修正を行った。

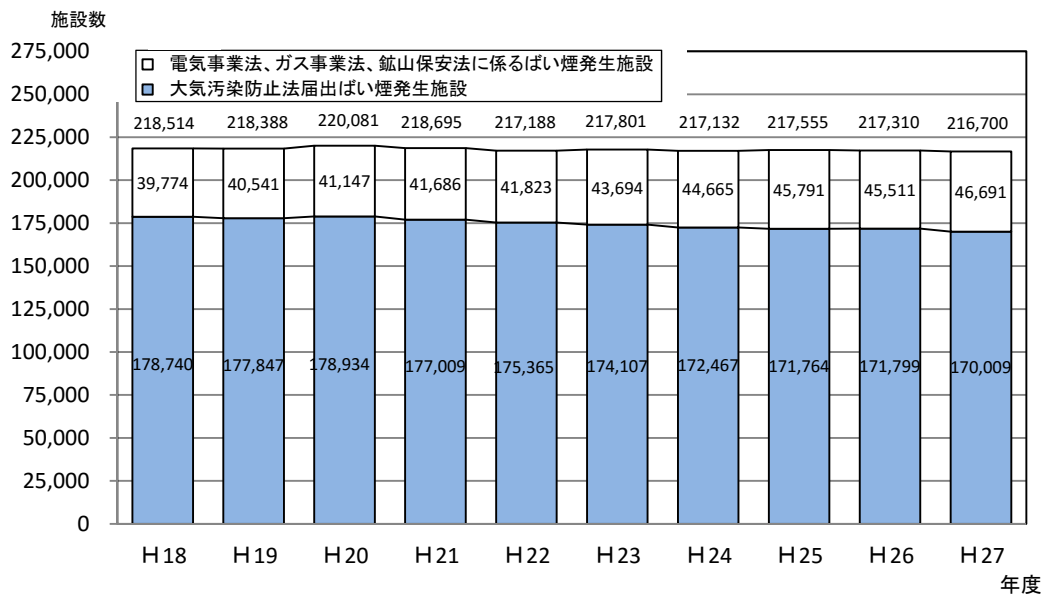


図 1 ばい煙発生施設数の推移

表 2 種類別のばい煙発生施設数及び割合

施設名	施設数	割合 (%)
ボイラー	134,926	62.3
ディーゼル機関	37,899	17.5
ガスタービン	10,162	4.7
金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	7,370	3.4
乾燥炉	6,732	3.1
廃棄物焼却炉	5,174	2.4
金属溶解炉	3,800	1.8
窯業焼成炉・溶融炉	3,075	1.4
その他	7,562	3.5
合計	216,700	100

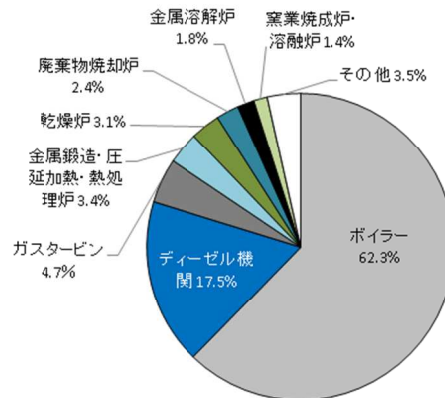


図 2 種類別のばい煙発生施設数の割合

(2) 揮発性有機化合物（VOC）排出施設

VOC排出施設数の推移を表 3 及び図 3 に示す。

平成 27 年度末のVOC排出施設数は 3,435 施設（1,092 工場・事業場）であり、平成 26 年度末より 48 施設減少している。施設種類別のVOC排出施設数及び割合は、表 4 に示すとおり、粘着テープ又は包装材料等の製造に係る接着用の乾燥施設が 934 施設（27.2%）と最も多く、次いで塗装施設の 734 施設（21.4%）、塗装用の乾燥施設 450 施設（13.1%）となっている。

表 3 VOC排出施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気 ^(注1)	電気・ガス・鉱山 ^(注2)	
平成 23 年度	3,561	3,559	2	1,121
平成 24 年度	3,535	3,533	2	1,120
平成 25 年度	3,531	3,529	2	1,108
平成 26 年度	3,483	3,481	2	1,086
平成 27 年度	3,435	3,433	2	1,092

(注 1) 大気汚染防止法届出VOC排出施設

(注 2) 電気：電気事業法に係るVOC排出施設、ガス：ガス事業法に係るVOC排出施設、鉱山：鉱山保安法に係るVOC排出施設

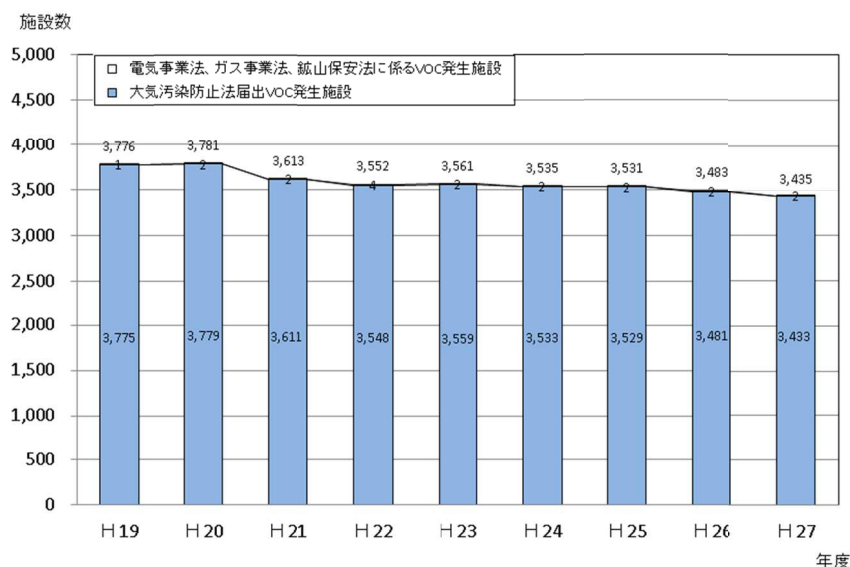


図 3 VOC排出施設数の推移

表 4 施設種類別のVOC排出施設数及び割合

施設名	施設数	割合 (%)
粘着テープ又は包装材料等の製造に係る接着用の乾燥施設	934	27.2
塗装施設	734	21.4
塗装用の乾燥施設	450	13.1
印刷用の乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る）	332	9.7
接着用の乾燥施設	241	7.0
化学製品製造用の乾燥施設	230	6.7
揮発性の有機化合物の貯蔵タンク	216	6.3
工業用の洗浄施設	169	4.9
印刷用の乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る）	129	3.8
合計	3,435	100

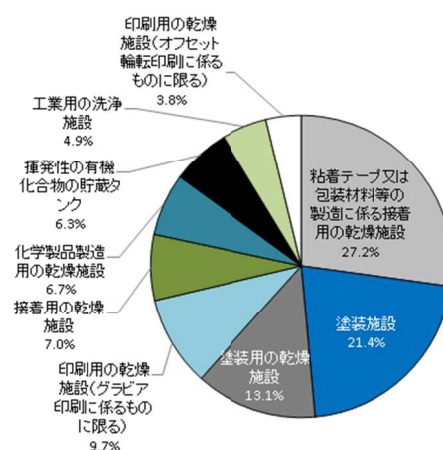


図 4 施設種類別のVOC排出施設数の割合

(3) 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設数の推移を表 5 及び図 5 に示す。

平成 27 年度末の一般粉じん施設数は 69,388 施設であり、平成 26 年度末より、696 施設減少している。また、種類別の一般粉じん発生施設数及び割合は表 6 に示すとおり、コンベアが 40,690 施設（58.6%）と最も多くなっている。

表 5 一般粉じん発生施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気 ^(注1)	電気・ガス・鉱山 ^(注2)	
平成 23 年度	67,964	63,170	4,794	9,874
平成 24 年度	69,048	64,089	4,959	9,931
平成 25 年度	69,341	64,289	5,052	10,096
平成 26 年度	70,084	64,799	5,285	10,193
平成 27 年度	69,388	64,668	4,720	10,166

(注 1) 大気汚染防止法届出一般粉じん発生施設

(注 2) 電気：電気事業法に係る一般粉じん発生施設、ガス：ガス事業法に係る一般粉じん発生施設、鉱山：鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設

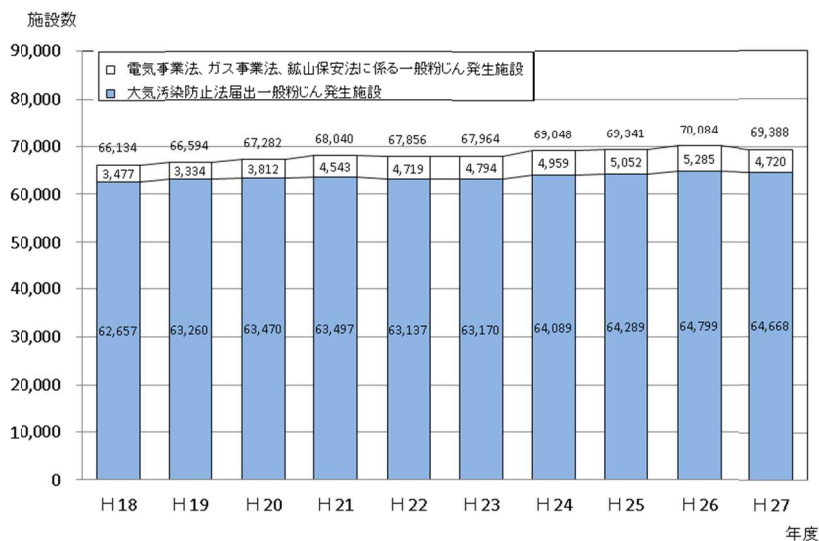


図 5 一般粉じん発生施設数の推移

表6 種類別の一般粉じん発生施設数及び割合

施設名	施設数	割合 (%)
コンベア	40,690	58.6
堆積場	11,923	17.2
破碎機・摩砕機	10,130	14.6
ふるい	6,557	9.4
コークス炉	88	0.1
合計	69,388	100

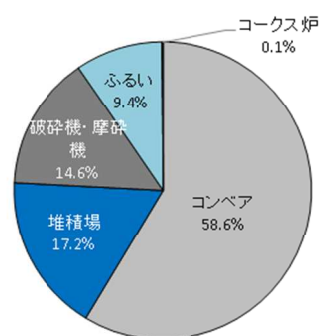


図6 種類別の一般粉じん発生施設数の割合

(4) 平成18年度末に6施設あった特定粉じん施設は、平成19年度末までに全て廃止されている。
 ※特定粉じんとは石綿（アスベスト）をいう。

(5) 特定粉じん排出等作業

特定粉じん排出等作業実施件数の推移を表7及び図7に示す。平成27年度における特定粉じん排出等作業の実施件数は10,317件であり、平成26年度よりも389件減少している。なお、平成27年度におけるその内訳は、通常の解体工事等に係るものが10,243件、災害その他非常の事態の発生によるものは74件である。また、種類別の特定粉じん排出等作業実施件数及び割合は表8に示すとおり、改造・補修作業が6,017件と最も多くなっている。

※特定粉じん排出等作業とは、特定建築材料（吹付け石綿、石綿を含む断熱材・保温材・耐火被覆材）が使用されている建築物の解体等の作業をいう。

表7 特定粉じん排出等作業実施件数の推移

年度	実施件数		
	全件数	通常解体工事等に係るもの	災害その他非常の事態の発生によるもの
平成23年度	9,730	9,631	99
平成24年度	9,648	9,625	23
平成25年度	10,062	10,016	46
平成26年度	10,706	10,647	59
平成27年度	10,317	10,243	74

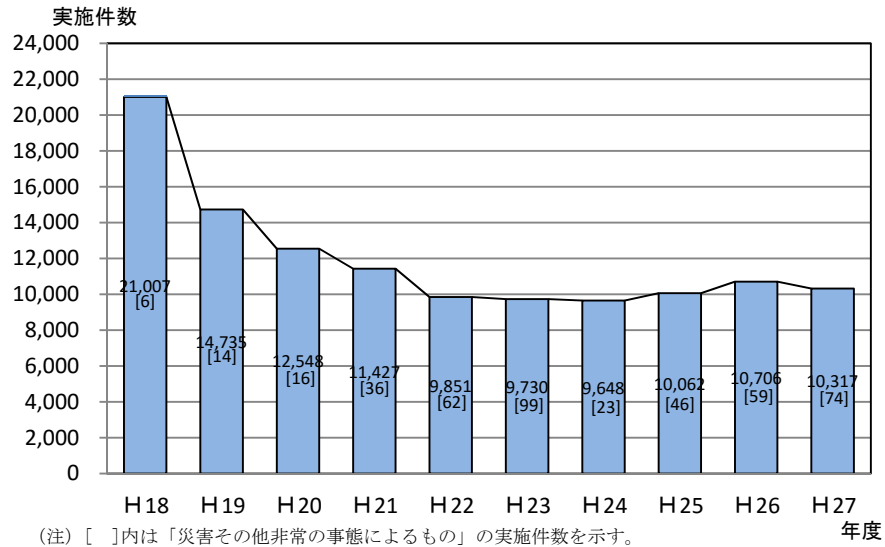


図7 特定粉じん排出等作業実施件数の推移

表8 種類別の特定粉じん排出等作業実施件数及び割合

種類	件数	割合 (%)
改造・補修作業	6,017	57.9
解体作業	2,953	28.4
解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去する作業	1,412	13.6
解体作業うち、予め特定建築材料を除去することが困難な作業	13	0.1
合計	10,395 (10,317)	100

(注) ()内は作業の重複を除いた場合の実施件数を示す。

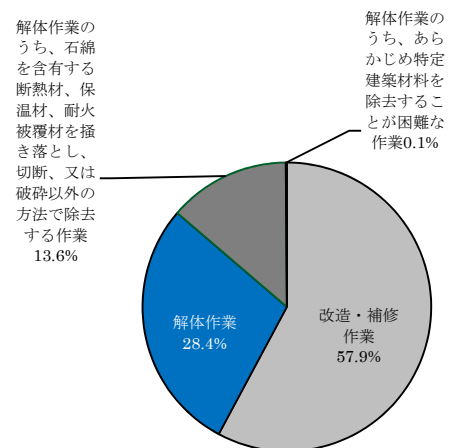


図8 種類別の特定粉じん排出等作業実施件数の割合

2. 規制事務実施状況

(1) 立入検査

立入検査実施工場・事業場数の推移を表9に示す。

都道府県等による平成27年度工場・事業場への立入検査件数は33,896件(平成26年度:32,221件)であった。また、その内訳は、ばい煙発生施設設置工場・事業場に対するものが14,041件であり、特定粉じん排出等作業に対するものが17,470件となっている。なお、平成26年6月に施行された改正大防法により、その対象範囲が拡大されたことから、特定粉じん排出等作業に係る件数は平成26年度に引き続き増加している。

表9 立入検査実施工場・事業場数の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ばい煙発生施設設置工場・事業場	14,917	14,970	15,218	14,731	14,041
揮発性有機化合物排出工場・事業場	774	748	718	687	615
一般粉じん発生施設設置工場・事業場	1,738	1,666	1,789	1,622	1,767
特定施設(注)設置工場・事業場	12	3	4	3	3
特定粉じん排出等作業	5,770	6,110	6,111	15,178*	17,470
合計	23,211	23,497	23,840	32,221*	33,896

(注) 特定施設とは、化学的処理に伴いアンモニア等の特定物質(28物質)を発生させる施設であり、事故時の措置が規定されている。

(※) 報告件数に誤りがあったため、件数の修正を行った。

(2) 行政処分

行政処分件数等の推移を表10に示す。

平成27年度に都道府県等が行った行政処分施設数等は、8件(平成26年度:1件)であった。

表10 行政処分施設数等の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
計画変更命令施設数(ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
計画変更命令数(特定粉じん排出等作業)	0	0	0	0	0
改善命令又は一時使用停止命令件数(ばい煙発生施設)	0	0	0	0	1
作業基準適合命令又は一時停止命令件数(特定粉じん排出等作業)	4	1	0	1	7
事故時の措置命令施設数(特定施設)	2	0	0	0	0
その他命令施設数	0	0	0	0	0
合計	6	1	0	1	8

(3) 告発

平成27年度に都道府県等が行った排出基準違反、改善命令違反等の告発件数は0件(平成26年度:0件)であった。

(4) 勧告その他の行政指導

勧告その他の行政指導施設数等の推移を表 11 に示す。

平成 27 年度に都道府県等が行った行政指導施設数等は 7,221 件（平成 26 年度：6,856 件）であり、その内訳は、ばい煙発生施設が 3,755 件と最も多く、次いで特定粉じん排出等作業 2,832 件となっている。なお、平成 26 年 6 月に施行された改正大防法により、特定粉じん排出等作業に該当するか否かの事前調査等が新たに定められたことから、特定粉じん排出等作業に係る件数は平成 26 年度に引き続き増加している。

また、ばい煙発生施設に対するその他行政指導施設数のうち、ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導件数の推移を表 12 に示す。

平成 27 年度のばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導件数は 551 件であり、そのうち指導により改善した件数は 227 件であった。

表 11 勧告その他の行政指導施設数等の推移

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
季節による燃料使用量基準適合勧告施設数（*） ^{（注 1）} （ばい煙発生施設）	0	0	0	0	0
SOx 指定地域内燃料使用量基準適合勧告工場・事業場数（*） ^{（注 1）} （ばい煙発生施設）	0	0	0	0	0
その他行政指導施設数 （ばい煙発生施設）	1,664	2,968	3,432	3,605	3,755
その他行政指導施設数 （揮発性有機化合物排出施設）	34	61	78	66	69
その他行政指導施設数 （一般粉じん発生施設）	273	547	395	480	562
その他行政指導数 （特定粉じん排出等作業）	53	559	664	2,705	2,832
その他行政指導施設数 （特定施設）	1	0	2	0	1
その他行政指導施設数 （指定物質排出施設） ^{（注 2）}	0	0	0	0	2
合計	2,025	4,135	4,571	6,856	7,221

（注 1）（*）は、法に基づく勧告である。

（注 2）指定物質排出特定施設とは、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを排出し、又は飛散させる施設で施行令別表第 6（施行令附則第 4 項関係）に係る施設をいう。

（注 3）平成 24 年度より、文書によるものだけでなく、口頭その他の方法による行政指導も含まれている。

表 12 ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導件数の推移

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
未測定、測定結果の未記録・未保存、虚偽の記録等が行われた件数	591	480	647	628	551
指導による改善件数	333	178	304	279	227